

国民年金学生納付特例制度

20歳になったら学生であっても国民年金の被保険者となり、保険料（16,520円/月）を納める義務があります。

納付が困難な学生は、在学期間中の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用できます。この特例期間は4月から翌年3月までの1年間で、毎年度手続きが必要です。

また、本特例を受けた期間中の保険料は、10年以内なら、さかのぼって納めることができ、追納することで将来受け取る年金額を増やすことができます。

■対象者

- ・大学（大学院）、短期大学、高等専門学校など各種学校に在学する20歳以上の人（夜間、定時制課程、通信制課程含む）
- ・学生本人の前年所得が基準額を超えない人

■手続きに必要なもの

- ①基礎年金番号通知書のコピーまたは年金手帳のコピー
- ②学生証のコピー（両面）または在学証明書の原本
- ③本人確認できるもの（学生証・免許証・マイナンバーカード・保険証など）

※代理で手続きする場合は代理人の本人確認

詳しくは日本年金機構ホームページを確認ください。

問合せ 八代年金事務所 ☎ 35-6143
（自動音声②→①）
国保ねんきん課 ☎ 33-4105



令和5年度 後期高齢者医療の保険料

原則75歳になると自動的に加入することになる後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者一人一人が納めます。被保険者全員が負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合算で決まります。詳しくは郵送する通知を確認ください。

令和5年度後期高齢者医療保険料（年額）の計算

$$\text{保険料額 上限66万円} = \text{均等割額 54,000円} + \text{所得割額 (総所得金額等 - 43万円) × 所得割率10.26\%}$$

■保険料の軽減内容を見直し

世帯の軽減判定所得の合計額によって7割・5割・2割の軽減割合が適用されます。令和5年度から、5割と2割の軽減対象者が拡大します。

世帯（被保険者と世帯主）の軽減判定所得（※1）の合計額	軽減割合
43万円 + 「10万円 × (給与・年金所得者の数※2 - 1)」を超えない世帯	7割
43万円 + 「29万円 × 世帯の被保険者数」 + 「10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)」を超えない世帯	5割
43万円 + 「53万5000円 × 世帯の被保険者数」 + 「10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)」を超えない世帯	2割

※1 軽減判定所得…専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前の金額。年金所得は高齢者特別控除15万円を控除した額で判定

※2 給与・年金所得者の数…給与収入が55万円超または年金収入が125万円超（65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超）の人の合計人数

問合せ 国保ねんきん課 ☎ 33-4490

令和5年度 国民健康保険税の仮算定

令和5年度国民健康保険税の1期～3期は令和4年分の所得が確定しないため、下記のとおり仮算定します。年額は7月に確定し4期以降で調整します（本算定）。

	仮算定期間	各1期分の算定額
普通徴収	4・5・6月	令和4年度保険税額の12分の1相当額
特別徴収	4・6・8月	令和5年2月と同額または令和4年度保険税額の6分の1相当額

詳しい金額は世帯主に納税通知書を送付します。世帯主が国保加入者でなくても、世帯内に国保加入者がいる場合は世帯主が納税義務者です。

■収入0円でも申告が必要です

確定申告や市県民税申告が不要な人（収入が0円の人）でも、国保税の算定や軽減判定をするために申告が必要な場合があります。また、給与収入者、年金受給者、確定申告を税務署にした人、市県民税の申告を市にした人、18歳未満の人以外は申告が必要です。給与収入者や年金受給者でも、それ以外に所得がある場合は申告が必要です。

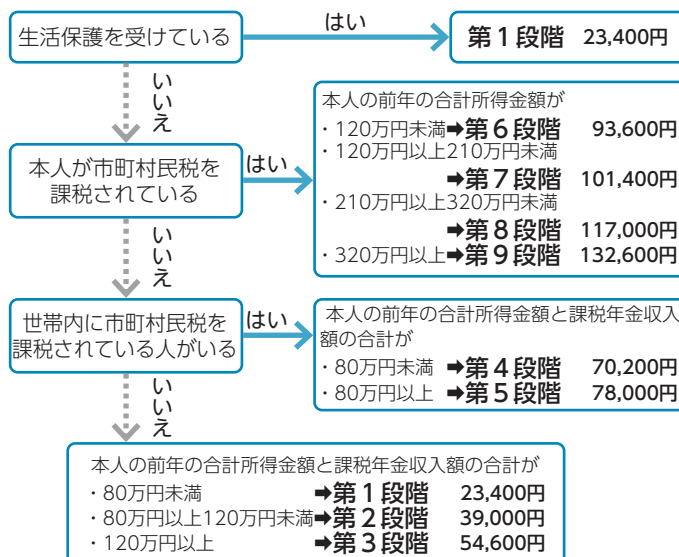
申告状況が確認できない人には5月中に通知を送付しますので確認ください。

問合せ 国保ねんきん課 ☎ 33-4113
各支所地域振興課

令和5年度 介護保険料の仮徴収

65歳以上の人の介護保険料は、令和4年分の所得が確定するまでは、暫定的に前年度の所得などに応じて算定した額を納める「仮徴収」を行います。詳しくは納付書または通知はがきでお知らせします（既に年金天引きの人除く）。令和5年度の介護保険料（本徴収）は7月に確定します。

年間保険料をチェックしてみましょう



問合せ 介護保険課 ☎ 32-1175